

令和6年流山市教育委員会会議第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年5月30日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時25分
- 2 場 所 流山市役所 305会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 澁木 宏紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
教育総務課長 新倉 英之
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 佐々木 武男
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋

7 事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
	教育総務課庶務係長	石川 春樹
	教育総務課主事	石戸 寛諭
	教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

議案第 13 号 令和 6 年度教育費補正予算案について

議案第 14 号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号 流山市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第 16 号 流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

報告第 3 号 臨時代理の報告について（流山市生涯学習審議会委員の委嘱について）

報告第 4 号 臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

田中教育長	ただいまから、令和 6 年流山市教育委員会会議第 5 回定例会を開会します。 まず、令和 6 年流山市教育委員会会議第 4 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。
-------	--

（特になし との声あり）

田中教育長	特になしということですので、承認ということにします。 これより議事に入りますが、議案第 13 号「令和 6 年度教育費補正予算案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第 10 条第 1 項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。
-------	---

（異議なし との声あり）

田中教育長	御異議なしと認めます。よって、この案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。 それでは議事に入ります。
-------	---

議案第 14 号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

（教育長の専決事項に、教育財産の維持管理に関することを追加する旨の説明）

今回の改正は、令和 6 年 4 月 18 日に開催された令和 6 年第 1 回流山市教育委員会委員協議会にて、教育財産の目的外使用許可に係る事務手続きについて協議を行い、教育委員の皆様のご了解を得て、主管部長の専決事項としての取扱いへ変更することといたしました。これに伴い、流山市教育委員会組織規則において、教育財産の目的外使用許可についての取扱いに係る規定を整理するための改正を行うものです。流山市教育委員会処務規程第 9 条の規定により、教育長はその処理すべき事務を部長に専決させることができ、部長が専決できるものは教育長の処理すべき事務である必要があります。そのため、流山市教育委員会組織規則第 8 条の教育長の専決事項に、教育財産の維持管理に関することを追加することにより、流山市教育委員会処務規程第 11 条第 1 項第 1 号の部長の共通事項の専決事項に規定される教育財産の維持管理に関するものと整合させ、教育財産の目的外使用許可に係る事務手続きについて、部長が専決できるようにするものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第 14 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 15 号「流山市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市教育支援委員の異動等に伴い、新たに委員を委嘱する旨の説明)

流山市教育支援委員の異動に伴い、新たに委員を委嘱するために議案提出させていただきました。再任の委員12名については、昨年度に引き続き御助言を賜りたく、今年度も委員をお引き受けいただけることになっています。新任の委員については、人事異動等に伴い新たに委員を委嘱したいと考えております。メンバーについては議案書10ページにございます。なお、14名の委員のうち新任の委員2名の委嘱については、流山市教育支援委員会条例第4条「委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。」の規定により、令和6年6月11日から令和7年6月10日までの1年間、委員を委嘱することになります。委員の一覧については記載のとおりです。再任12名、新任2名、計14名を委嘱したいと考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

勝本委員

教育支援委員の主な役割について教えてください。

指導課長

教育委員会が主催する教育支援委員会では、教育支援として、どこの学級がその子どもにとって一番良いかという審議をするのですが、その会に出席いただき、御助言いただくという役割を果たしていただいています。

羽中田委員

教育支援委員に選ばれている方が所属している小学校や中学校が、特別支援教育や教育支援を必要とする事案が多いということではないですね。

指導課長

そういうことなく、特別支援教育について知見のある方々をお願いします。

田中教育長

一般教諭で入っている方は、特別支援学級の担任であったり、要は資格を持っていて専門的な立場でいろいろと指導している方です。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長	特にないようですので、質疑等を終結します。 議案第１５号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 （異議なし　との声あり）
田中教育長	御異議なしと認めます。よって議案第１５号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、議案第１６号「流山市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	（流山市いじめ問題対策連絡協議会委員について、現行の委員８名の任期が令和６年５月３１日をもって満了することに伴い、当該委員８名のうち４名を引き続き、４名を新たに委嘱する旨の説明） 教育委員会の附属機関である流山市いじめ問題対策連絡協議会の委員について、現行の委員８名の任期が令和６年５月３１日をもって満了します。つきましては、令和６年６月１日以降の委員を委嘱することについて御審議賜りますようお願いいたします。詳細については、指導課長より御説明いたします。
指導課長	流山市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とし、条例の定めにより設置しているもので、児童相談所や法務局、警察署、人権擁護委員、医師、ＰＴＡ連絡協議会会長、小中学校校長が協議委員として在籍しています。この度委員の任期が令和６年５月３１日をもって満了しますので、議案書１２ページに記載された８名の方を、令和６年６月１日付でいじめ問題対策連絡協議会の委員として委嘱したいと考えています。なお、８名のうち千葉県柏児童相談所の秋永　道太郎氏、千葉県流山警察署の射場　宏史氏、流山市ＰＴＡ連絡協議会会長の木村　創氏、新川小学校校長の門脇　哲也氏の４名は、今回新たに委員として委嘱したいと考えています。また、千葉地方法務局松戸支局の鈴木　雄希氏、松戸人権擁護委員協議会の中島　美江氏、流山市医師会の肥田　裕久氏、八木中学校校長の辻本　晃氏の４名の方には引き続き委員をお引き受けいただけることになっています。委員の任期は、流山市いじめ防止対策推進条例第１５条第５号で２年とされていますので、令和６年６月１日から令和８年５

月 31 日までの 2 年間としたいと考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第 16 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第 3 号「臨時代理の報告について（流山市生涯学習審議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

文化芸術・生涯学習課長

(流山市生涯学習審議会委員のうち学校教育関係者 1 名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明)

はじめに役割について申し上げます。流山市生涯学習審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、市民等の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項及び生涯学習に関する事業等を調査及び審議し、市長又は教育委員会に答申し、又は建議するとし、条例の定めにより設置しているものです。流山市生涯学習審議会委員については、令和 5 年 1 月 24 日の任期満了に伴い、令和 4 年流山市教育委員会会議第 12 回定例会において新たな委員 12 名の委嘱について議案を提出し、御承認いただいたところです。このうち学校教育関係者の委員 1 名について、推薦母体から推薦委員変更の申出があったことから後任の委員を委嘱したものです。新たに委嘱した委員は、南流山中学校長の宮本 信一氏です。ご参考までに議案書 15 ページに現時点での委員名簿を添付しています。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。
報告第3号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第4号「臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

文化芸術・生涯学習課長

(流山市青少年指導センター運営協議会委員のうち県警警察官1名、小学校校長1名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明)

はじめに役割について申し上げます。流山市青少年指導センター運営協議会は、青少年指導センターの運営に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議するとし、条例の定めにより設置しているものです。流山市青少年指導センター運営協議会委員については、令和5年教育委員会会議第5回定例会において新たな委員15名の委嘱について議案を提出し、ご承認いただいたところです。このうち県警の警察官1名、小学校校長1名について、各団体の推薦母体から推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱したものです。新たに委嘱した2名は、千葉県流山警察署生活安全課長の射場 宏史氏と、流山市立新川小学校校長の門脇 哲也氏です。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。
報告第4号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長	御異議なしと認めます。よって報告第４号は、原案のとおり了承することに決しました。
	次に、各課等事務連絡に移ります。指導課お願いします。
指導課長、 文化芸術・生涯学習課長	(姉妹都市自然体験交流事業（能登町）について)
田中教育長	以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。
	(特になし との声あり)
田中教育長	特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。続きまして、非公開と決定した案件に入ります。
	(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)
	議案第１３号「令和６年度教育費補正予算案について」
	教育総務部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。
	(主な質疑)
	(問) 子どもたちに貸し出しているタブレット端末のうち修理・買換えが必要なものは、日本全国では５パーセントということだが、流山市はどのくらいのパーセンテージか。
	(答) 今数字が手元にないのでお答えできないが、計算すれば出るかと思う。後ほどお答えする。
	(問) ５５２台というのは、全部故障なのか。
	(答) 児童生徒が増えているので、不足分も入っている。
	(問) 不登校児童生徒支援事業の中で、補正内容として居場所の拡充や体験学習による支援と書かれているが、具体的に何か計画は現時点であるのか。
	(答) 不登校児童生徒の支援として、フレンドステーションエルズとフレンドステーションしんかわを用意しており、また学校内に学習支援室という形で整備している学校もあるが、そこにもなかなか通うことができない子どもたちに対し、学校とは違う場を提供するという意味でバーチャル空間を活用した居場所等を考えている。体験学習について

は、子どもたちが何をやりたいかを聞き取り、やりたいと考えているものを、公共の例えば公民館等をお借りし、そこに来てもらうということを考えている。

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第5回定例会を終了します。

(閉会 午前10時25分)